

## 豊橋市小規模修繕契約希望者の登録に関する要領

### (目的)

第1条 豊橋市（以下「市」という。）の発注する小規模かつ軽易な修繕（以下「小規模修繕」という。）を対象に、市内の建設工事請負業者等で、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業許可を受けていない等の理由により、建設工事の入札参加資格の審査申請ができない者（以下「小規模事業者」という。）のうち、小規模修繕の受注を希望する者を登録させ、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

### (登録の要件)

第2条 登録をすることができる小規模事業者は、次の各号に該当する者とする。ただし、精神の機能の障害により小規模修繕を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者は登録をすることができない。

- (1) 主たる事業所の所在地が豊橋市内にある者
- (2) 建設工事等入札参加業者登録名簿に登載されていない者
- (3) 希望業種を履行する際に資格又は許可等を必要とする場合は、その資格又は免許等を有する者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

### (登録の申請及び有効期間)

第3条 登録を希望する者は、小規模修繕契約希望者申請書（様式1）に、次の書類を添付して、

財務部契約検査課に申請しなければならない。

- (1) 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (2) 身分（身元）証明書（個人の場合のみ）
- (3) 資格又は免許等が必要な業種を希望する者にあっては、その資格者証又は免許証等の写し

2 登録の有効期間は2年間とする。但し、登録の有効期間の途中で申請をした者については、当該申請以後最初に到来する登録の有効期間満了日までを有効とする。

### (登録名簿)

第4条 市は、前条の規定により申請を受理した者（以下「登録者」という。）を、小

規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

- 2 登録者は、当該登録事項に変更が生じた場合は、小規模修繕契約希望者登録変更届（様式2）により、また、登録を廃止するときは、小規模修繕契約希望者登録廃止届（様式3）により、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- 3 市は、登録者が第2条に規定する登録要件に該当しなくなった場合は、登録名簿から抹消するものとする。

（小規模修繕）

第5条 登録者が受注できる小規模修繕は、50万円以下の工事、施設、設備等の修繕又は製造の請負契約で、需用費（修繕料）又は工事請負費で予算措置されたものとする。

（小規模修繕の発注）

第6条 小規模修繕を発注しようとする主管課は、登録名簿から発注の相手方を選定できるものとする。

- 2 主管課は、前項の規定により選定した小規模事業者から、豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号）第52条の3の規定に基づく見積書を徴するものとする。

（契約規則の適用）

第7条 小規模修繕契約に関して、本要領に規定のないものについては豊橋市契約規則を適用する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年2月15日から施行する。

2 平成22・23年度用登録申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

様式 1

受付番号	新規
	更新

小規模修繕契約希望者申請書（ 年度用）

豊橋市長 様

年 月 日

豊橋市が発注する小規模修繕契約について、次のとおり登録を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。  
あわせて、市税に係る申告・納税状況について調査されることに同意します。

住所又は所在地	〒 豊橋市
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	
代表者職・氏名	
電話番号	(0532) 一 ※携帯電話：
FAX番号	(0532) 一
納税通知書番号	※豊橋市から送付された納税通知書にある8桁の数字

希望業種（3業種以内）

希望順位	希望業種		営業内容・得意分野など	必要となる資格・許可種類・名称等	営業年数
	番号	業種名			
1					年
2					年
3					年

※希望業種については、裏面一覧表を参照のうえ、受注を希望する順序で記入すること。

資格・許可については、業務上必要なものを必ず記入すること。

資格・許可の証明書（複写可）を添付すること。

小規模修繕等の種類及び内容の具体例

番号	業 種	内 容
1	大 工	大工修繕、造作修繕等
2	左 官	左官修繕・モルタル修繕、吹付け修繕、とぎ出し・洗い出し修繕等
3	屋 根	屋根葺き（鋼板・瓦葺き等）修繕、雨樋修繕等
4	タイル・ブロック・石	タイル張り修繕、ブロック積み修繕、石材修繕等
5	ガラス・サッシ	ガラス加工取付、サッシ、網戸等
6	建 具	ふすま、障子、木製建具関係等
7	塗 装	塗装、防水塗装等
8	内装仕上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳、カーテン、ブラインド等
9	板 金	建築板金加工取付修繕等
10	電気・通信	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕等
11	管	給排水設備修繕、給湯設備修繕、空調設備修繕、ガス設備等
12	消防施設	火災報知設備修繕等
13	そ の 他	その他

様式2

小規模修繕契約希望者登録変更届

豊橋市長 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項にかかる添付書類

1. 登記簿謄本又は現在（履歴）事項全部証明書    2. 身元（身分）証明書    3. その他（ ）

(郵送可)

郵送先／〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 部 課

様式3

小規模修繕契約希望者登録廃止届（ 年度用）

豊橋市長様

年 月 日

豊橋市小規模修繕契約希望者登録制度について、登録を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

住所又は所在地	〒 豊橋市
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	
代表者職・氏名	
電話番号	(0532) — ※携帯電話：
FAX番号	(0532) —